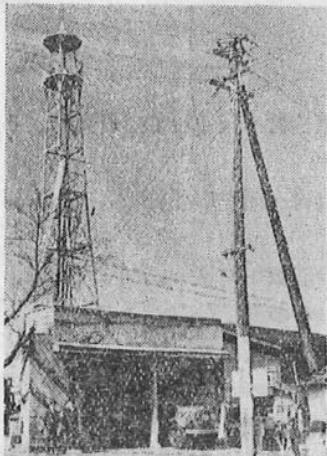


第8編 消防



消防署

谷村町に於ける水火災の警防は昔より消防組がこれに当つていたが、戦事中は警防団と改称し、戦後はこれを消防団と改めた。昭和2年消防組織法の施行とともに本町でも消防本部を役場内に設置し消防団の外に常設消防署を置き火災予防上の完璧を期した。



消防署長

1. 消防本部及び消防署

消防本部		消防署	
消防長	書記	署長	消防士
1	1	1	8

2. 消防團



→ 消防團長 山口一義
← 総合練習



團長	副團長	分團長	副分團長	部長	副部長	団員	計
1	2	5	5	22	22	546	603

配 置

分団別	部 名	部 長	副 部 長	団 員	計	所属区域
第一分団	第一部	1	1	18	20	田 原
	第二部	1	1	28	30	上 町
	第三部	1	1	28	30	早馬町 新町
	第四部	1	1	28	30	上 天 神 町
	計	4	4	102	110	下 天 神 町
第二分団	第一部	1	1	28	30	仲 町 下 町
	第二部	1	1	28	30	高尾町 栄町
	第三部	1	1	28	30	横 町 田 町
	計	3	3	84	90	
第三分団	第一部	1	1	23	25	弁 天 町
	第二部	1	1	23	25	新 井 姥 沢
	第三部	1	1	18	20	新明町 深田
	第四部	1	1	23	25	タ カ ノ ス
	計	4	4	87	95	羽 根 子
第四分団	第一部	1	1	28	30	法 能
	第二部	1	1	23	25	宮 原
	第三部	1	1	23	25	引 ノ 田
	第四部	1	1	23	25	玉 川
	第五部	1	1	23	25	下 戸 沢
	第六部	1	1	28	30	上 戸 沢
第五分団	計	6	6	148	160	戸 乃 小
	第一部	1	1	23	25	熊 井 戸
	第二部	1	1	23	25	下 中 小
	第三部	1	1	23	25	上 小 乃 大 津
	第四部	1	1	23	25	細 乃
	第五部	1	1	23	25	菅 乃
計		5	5	125	135	
合 計		22	22	546	590	

消 防 設 備

自動車ポンプ	腕用ポンプ	薦 口	刺子カブト	刺 子	ホース
2 台	27 台	2	4	4	24本

最 近 の 火 災 件 数

年 次 種 別	昭 和 23 年	24 年	25 年	26 年
焼失世帯数	5	317	3	4

死 傷 者	な し	微 傷 30	な し	な し
損 害 額	1,270,000円	44,477,000円	7,560,000円	5,000,000円
原 因	失 火	失 火	失 火	失 火
火 灾 箇 所	上町荻窪方下小乃 宮沢方	下町田町横町榮町 大部方	田町小山方	榮町乾瀬所

昭和二十四年谷村町大火の記録

(一) 罹災年月日 昭和24年5月13日

(二) 火災の原因と状況

本町下谷下町右左燃糸工場にて作業に使用中の3馬力モーターが重負荷による過熱のため発火、5月13日午前2時30十分頃の深夜のことにて看守人もなく作業せるため、工場内木造部へ延焼火災となつた。当時久しく降雨のなかつたため乾燥が甚しかつた上、折悪しく当夜は南西から北方への烈風があり、その風速15メートルもあつたので忽ち火炎をあおりたて瞬時にして居宅より隣家へと延焼し、その周辺への延焼速度は極めて早く大火となつたものである。町の常設消防と各町村応援の消防力により加へて午前6時頃から幸い烈風も止んだので消防上の効果も思うように發揮ができ、午前6時50分ようやく鎮火したものである。

(三) 罹災区域

下町の一部、横町の全部、榮町の大部分、田町の一部。

(四) 罹災戸数と人口

全 焼	279戸 (317世帯)	人 口	1,482人
半 焼	12戸 (16世帯)	人 口	62人
計	291戸 (333世帯)	人 口	1,544人

(五) 罹災区域内の主なる建物

罹災区域は谷村町娯楽街の中心地であり、商店街も多く主要建物としては谷村座、谷村映画劇場、都留病院、須藤病院、桂川旅館、弘三館、山本旅館、西涼寺、専念寺、東漸寺、御嶽神社、外各商店等、町内著名のものが多数罹災した。

(六) 復興対策

復興対策本部を役場内に置き、県並に各市町村の応援を受け、町一丸となつてその復興に努力した。救援金総額三百六十三万八千百四十二円九十五銭、救援物資白米、布団、衣類をはじめ穀類、野菜、雑貨品等多数、この救援物資は委員会を設けて急速に適切、公平に罹災者へ配分した。火災跡への建築を機会として谷村町都市計画によつて計画されてあつた表通りの国道と、裏通りの県道、町道等の幅員を拡張して町内で一番せまかつた横町表通りはじめ附近街路の面目を一新した。

国道有効幅員5メートルのものを7メートル、県道同5メートルのものを7メートル、町道同2メートルのものを5メートル。